

恵庭市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 9 日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第 18 号

恵庭市税条例の一部を改正する条例

恵庭市税条例（昭和 51 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 5 条の 6（略） (公示送達) 第 6 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達 は、 恵庭市公告式条例(昭 和 25 年条例第 8 号)第 2 条第 2 項に規定する 掲示場に <u>掲示して行う</u> ものとする。	第 1 条～第 5 条の 6（略） (公示送達) 第 6 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達 は、 <u>公示事項(同条第 2 項に規定する公示事項 をいう。以下この条において同じ。)</u> を <u>地方税法 施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施 行規則」という。)</u> 第 1 条の 8 第 1 項に規定す る方法により不特定多数の者が閲覧すること ができる状態に置く措置をとるとともに、公示 事項が記載された書面を恵庭市公告式条例(昭 和 25 年条例第 8 号)第 2 条第 2 項に規定する 掲示場に <u>掲示し、又は公示事項を市の事務所に 設置した電子計算機の映像面に表示したもの の閲覧をすることができる状態に置く措置を とることによってするものとする。</u>

現行	改正案
第7条 (略) (納税証明事項) 第8条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	第7条 (略) (納税証明事項) 第8条 施行規則 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。
第9条～第19条 (略) (所得控除) 第20条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれの者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。	第9条～第19条 (略) (所得控除) 第20条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれの者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。
第21条～第27条 (略) (市民税の申告) 第28条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第	第21条～第27条 (略) (市民税の申告) 第28条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第

現行	改正案
4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)<u>若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額</u> の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第14条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の	4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、<u>法第314条の2第4項</u>に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の2第1項第3号及び第29条の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第14条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の

現行	改正案
(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 2～10 (略) 第 29 条 (略) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第 29 条の 2 (略) (1)・(2) (略) (3) 扶養親族_____の氏名 (4) (略) 2～5 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第 29 条の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)をいう。第 2 号において同じ。)又は扶養親族(年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。))_____を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の	(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 2～10 (略) 第 29 条 (略) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第 29 条の 2 (略) (1)・(2) (略) (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) (略) 2～5 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第 29 条の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第 49 条 _____ に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)をいう。第 2 号において同じ。)又は扶養親族(年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の

現行	改正案
支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 扶養親族_____の氏名 (4) (略) 2～5 (略) 第 30 条～第 74 条 (略) (固定資産税の納期) 第 75 条 (略) 2 (略) 3 固定資産税額(次条第 4 項の規定によって都市計画税をあわせて徴収する場合においては、固定資産税と都市計画税の合算額とする。)が 4,000 円未満の金額であるものについては、前 2 項の規定にかかわらず、当該各号の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する一の納期において、当該<u>固定資産税</u>の全額を徴収する。 4 (略) 第 76 条～第 78 条 (略) (固定資産税の減免) 第 79 条 (略) 2 (略) (1)～(4) (略) (5) 減免を受けようとする事由及び第 1 項第 3 号の固定資産にあってはその被害の状況 3 (略) 第 80 条～第 134 条 (略)	支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) (略) 2～5 (略) 第 30 条～第 74 条 (略) (固定資産税の納期) 第 75 条 (略) 2 (略) 3 固定資産税額(次条第 4 項の規定によって都市計画税をあわせて徴収する場合においては、固定資産税と都市計画税の合算額とする。)が 4,000 円未満の金額であるものについては、前 2 項の規定にかかわらず、当該各項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する一の納期において、当該<u>固定資産税額</u>の全額を徴収する。 4 (略) 第 76 条～第 78 条 (略) (固定資産税の減免) 第 79 条 (略) 2 (略) (1)～(4) (略) (5) 減免を受けようとする事由及び<u>前項第 3 号</u>の固定資産にあってはその被害の状況 3 (略) 第 80 条～第 134 条 (略)

現行	改正案
(特別土地保有税の免税点) 第 135 条 同一の者について、法第 599 条第 1 項第 1 号の特別土地保有税にあってはその者が 1 月 1 日に所有する土地(法第 586 条第 1 項若しくは第 2 項、第 587 条第 1 項又は第 587 条の 2 第 1 項本文の規定の適用がある土地を除く。)の合計面積が、法第 599 条第 1 項第 2 号の特別土地保有税にあってはその者が 1 月 1 日前 1 年以内に取得した土地(当該土地の取得について <u>第 586 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 587 条第 2 項の規定の適用がある土地を除く。</u>以下本条において同じ。)の合計面積が、<u>法第 599 条第 1 項第 3 号の特別土地保有税に</u>あってはその者が 7 月 1 日前 1 年以内に取得した土地の合計面積が <u>それぞれ 5,000 平方メートルに満たない場合には、特別土地保有税を課さない。</u>	(特別土地保有税の免税点) 第 135 条 同一の者について、法第 599 条第 1 項第 1 号の特別土地保有税にあってはその者が 1 月 1 日に所有する土地(法第 586 条第 1 項若しくは第 2 項、第 587 条第 1 項又は第 587 条の 2 第 1 項本文の規定の適用がある土地を除く。)の合計面積が、法第 599 条第 1 項第 2 号の特別土地保有税にあってはその者が 1 月 1 日前 1 年以内に取得した土地(当該土地の取得について <u>法第 586 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 587 条第 2 項の規定の適用がある土地を除く。</u>以下本条において同じ。)の合計面積が、<u>法第 599 条第 1 項第 3 号の特別土地保有税に</u>あってはその者が 7 月 1 日前 1 年以内に取得した土地の合計面積が、<u>それぞれ 5,000 平方メートルに満たない場合には、特別土地保有税を課さない。</u>
第 136 条～第 149 条 (略)	第 136 条～第 149 条 (略)
附 則	附 則
第 1 条～第 17 条 (略)	第 1 条～第 17 条 (略) (加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例) 第 17 条の 2 <u>令和 8 年 4 月 1 日以後に第 99 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)</u>が行われた加熱式たばこ(第 99 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 100 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。))に係る第 101 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第 99 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。))の本数によるものとする。

現行	改正案
	(1) <u>葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。)</u> 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の<u>0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u> (2) <u>前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ</u> 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、<u>当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</u> 2 <u>前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> 3 <u>前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> 4 <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第100</u>

現行	改正案
	条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。 (1) 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの (2) 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ(第 100 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの
第 18 条～第 27 条 (略)	第 18 条～第 27 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 0 条、第 2 8 条第 1 項ただし書、第 2 9 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 2 9 条の 3 第 1 項の改正並びに附則第 3 条の規定 令和 8 年 1 月 1 日
- (2) 附則第 1 7 条の次に 1 条を加える改正及び附則第 4 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日
- (3) 第 6 条及び第 8 条の改正並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の恵庭市税条例（以下「新条例」という。）第 6 条の規定は、前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 2 0 条及び第 2 8 条第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の市民税については、なお従

前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第28条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の2第1項第3号及び第29条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第29条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第28条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第29条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の恵庭市税条例（以下「旧条例」という。）第28条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第29条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第29条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第29条の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第29条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第17条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、恵庭市税条例第99条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第101条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第17条の2の規

定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 恵庭市税条例第101条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第17条の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第17条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。